

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな) (じゅうみんしゅとうたいはくしゅ)

1 政治団体の名称

自由民主党太白区支部

2 主たる事務所の所在地

仙台市太白区八本松1-15-23

3 代表者の氏名

佐々木心

4 会計責任者の氏名

千葉修平

事務担当者(問合せ先)

(担当者) 江藤桂子

(電話) 022-223-8918

※上記の問合せ先は公表されます

【注意事項】

- 本紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関し、届出た内容と一致すること。(提出時点において異動等がある場合は、所定の手続により届出ること)
- 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の印によること(解散の場合の訂正は、代表者印も必要であること)
- 領収書等の写しを添付する場合は、コピー機により複写し、A4サイズにより提出すること(規則第9条第4項)添付する順番は、収支報告書の記載順と同一とする
- 本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ提出すること
- 選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無

☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体

・ 公職の候補者等の氏名

・ 公職の種類 ☐ 衆議 ☐ 参議 院議員

・ 区 分 ☐ 現職 ☐ 公職の候補者等

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

・ 報告対象年中に適用の異動の有無

☒ 無 ☐ 有 ※以下、異動「有」の場合のみ記載する

・ 特例の適用を受けていた期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※下欄は選挙管理委員会が記入するので、政治団体は何も記入しないこと。

(その1)

全 団 体

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ その他の政治団体(後援会等)

☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☒ 宮城県(同一の都道府県の区域内)

☐ 2以上の都道府県の区域等

資金管理団体の指定の有無

☒ 無 ☐ 有

※以下、指定「有」の場合のみ記載する

・ 公職の種類 ()選挙区

・ 区 分 ☐ 現 職 ☐ 公職の候補者等

・ 資金管理団体の届出をした者の氏名 (代表者本人)

資金管理団体の指定の期間

・ 報告対象年中に指定の異動の有無

☒ 無 ☐ 有

※以下、異動「有」の場合のみ記載する

・ 資金管理団体の指定がされていた期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

収受

-7.1.10

宮城県選挙管理委員会

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	形式	照合
え	070110	06	060053	5	紙	

資産等 領収書等	法第17条 第2項適用	総務大臣 所管団体	異動届	解散届
有 無	☐	☐	事・代 全・他	☐

(その2)

全 団 体

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	①	2,491,795 円	※2+3
(前年からの繰越額)	②	1,380,094 円	※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額に、報告年中に設立した団体は①の額を記入すること。
(本年の収入額)	③	1,111,701 円	※前年からの繰越額を除き収入がない場合は①を「-」とする。 ※(その2)A+B+(その3)C+(その4)D+(その5)E+(その6)F+(その7)G+(その8)H+(その9)I+(その10)J+(その11)K+(その12)L+(その13)M+(その14)N+(その15)O+(その16)P+(その17)Q+(その18)R+(その19)S+(その20)T+(その21)U+(その22)V+(その23)W+(その24)X+(その25)Y+(その26)Z+(その27)AA+(その28)AB+(その29)AC+(その30)AD+(その31)AE+(その32)AF+(その33)AG+(その34)AH+(その35)AI+(その36)AJ+(その37)AK+(その38)AL+(その39)AM+(その40)AN+(その41)AO+(その42)AP+(その43)AQ+(その44)AR+(その45)AS+(その46)AT+(その47)AU+(その48)AV+(その49)AW+(その50)AX+(その51)AY+(その52)AZ+(その53)BA+(その54)BB+(その55)BC+(その56)BD+(その57)BE+(その58)BF+(その59)BG+(その60)BH+(その61)BI+(その62)BJ+(その63)BK+(その64)BL+(その65)BM+(その66)BN+(その67)BO+(その68)BP+(その69)BQ+(その70)BR+(その71)BS+(その72)BT+(その73)BU+(その74)BV+(その75)BW+(その76)BX+(その77)BY+(その78)BZ+(その79)CA+(その80)CB+(その81)CC+(その82)CD+(その83)CE+(その84)CF+(その85)CG+(その86)CH+(その87)CI+(その88)CJ+(その89)CK+(その90)CL+(その91)CM+(その92)CN+(その93)CO+(その94)CP+(その95)CQ+(その96)CR+(その97)CS+(その98)CT+(その99)CU+(その100)CV+(その101)CW+(その102)CX+(その103)CY+(その104)CZ+(その105)DA+(その106)DB+(その107)DC+(その108)DD+(その109)DE+(その110)DF+(その111)DG+(その112)DH+(その113)DI+(その114)DJ+(その115)DK+(その116)DL+(その117)DM+(その118)DN+(その119)DO+(その120)DP+(その121)DQ+(その122)DR+(その123)DS+(その124)DT+(その125)DU+(その126)DV+(その127)DW+(その128)DX+(その129)DY+(その130)DZ+(その131)EA+(その132)EB+(その133)EC+(その134)ED+(その135)EE+(その136)EF+(その137)EG+(その138)EH+(その139)EI+(その140)EJ+(その141)EK+(その142)EL+(その143)EM+(その144)EN+(その145)EO+(その146)EP+(その147)EQ+(その148)ER+(その149)ES+(その150)ET+(その151)EU+(その152)EV+(その153)EW+(その154)EX+(その155)EY+(その156)EZ+(その157)FA+(その158)FB+(その159)FC+(その160)FD+(その161)FE+(その162)FF+(その163)FG+(その164)FH+(その165)FI+(その166)FJ+(その167)FK+(その168)FL+(その169)FM+(その170)FN+(その171)FO+(その172)FP+(その173)FQ+(その174)FR+(その175)FS+(その176)FT+(その177)FU+(その178)FV+(その179)FW+(その180)FX+(その181)FY+(その182)FZ+(その183)GA+(その184)GB+(その185)GC+(その186)GD+(その187)GE+(その188)GF+(その189)GG+(その190)GH+(その191)GI+(その192)GJ+(その193)GK+(その194)GL+(その195)GM+(その196)GN+(その197)GO+(その198)GP+(その199)GQ+(その200)GR+(その201)GS+(その202)GT+(その203)GU+(その204)GV+(その205)GW+(その206)GX+(その207)GY+(その208)GZ+(その209)HA+(その210)HB+(その211)HC+(その212)HD+(その213)HE+(その214)HF+(その215)HG+(その216)HH+(その217)HI+(その218)HJ+(その219)HK+(その220)HL+(その221)HM+(その222)HN+(その223)HO+(その224)HP+(その225)HQ+(その226)HR+(その227)HS+(その228)HT+(その229)HU+(その230)HV+(その231)HW+(その232)HX+(その233)HY+(その234)HZ+(その235)IA+(その236)IB+(その237)IC+(その238)ID+(その239)IE+(その240)IF+(その241)IG+(その242)IH+(その243)II+(その244)IJ+(その245)IK+(その246)IL+(その247)IM+(その248)IN+(その249)IO+(その250)IP+(その251)IQ+(その252)IR+(その253)IS+(その254)IT+(その255)IU+(その256)IV+(その257)IW+(その258)IX+(その259)IY+(その260)IZ+(その261)JA+(その262)JB+(その263)JC+(その264)JD+(その265)JE+(その266)JF+(その267)JG+(その268)JH+(その269)JI+(その270)JJ+(その271)JK+(その272)JL+(その273)JM+(その274)JN+(その275)JO+(その276)JP+(その277)JQ+(その278)JR+(その279)JS+(その280)JT+(その281)JU+(その282)JV+(その283)JW+(その284)JX+(その285)JY+(その286)JZ+(その287)KA+(その288)KB+(その289)KC+(その290)KD+(その291)KE+(その292)KF+(その293)KG+(その294)KH+(その295)KI+(その296)KJ+(その297)KK+(その298)KL+(その299)KM+(その300)KN+(その301)KO+(その302)KP+(その303)KQ+(その304)KR+(その305)KS+(その306)KT+(その307)KU+(その308)KV+(その309)KW+(その310)KX+(その311)KY+(その312)KZ+(その313)LA+(その314)LB+(その315)LC+(その316)LD+(その317)LE+(その318)LF+(その319)LG+(その320)LH+(その321)LI+(その322)LJ+(その323)LK+(その324)LL+(その325)LM+(その326)LN+(その327)LO+(その328)LP+(その329)LQ+(その330)LR+(その331)LS+(その332)LT+(その333)LU+(その334)LV+(その335)LW+(その336)LX+(その337)LY+(その338)LZ+(その339)MA+(その340)MB+(その341)MC+(その342)MD+(その343)ME+(その344)MF+(その345)MG+(その346)MH+(その347)MI+(その348)MJ+(その349)MK+(その350)ML+(その351)MN+(その352)MO+(その353)MP+(その354)MQ+(その355)MR+(その356)MS+(その357)MT+(その358)MU+(その359)MV+(その360)MW+(その361)MX+(その362)MY+(その363)MZ+(その364)NA+(その365)NB+(その366)NC+(その367)ND+(その368)NE+(その369)NF+(その370)NG+(その371)NH+(その372)NI+(その373)NJ+(その374)NK+(その375)NL+(その376)NM+(その377)NO+(その378)NP+(その379)NQ+(その380)NR+(その381)NS+(その382)NT+(その383)NU+(その384)NV+(その385)NW+(その386)NX+(その387)NY+(その388)NZ+(その389)OA+(その390)OB+(その391)OC+(その392)OD+(その393)OE+(その394)OF+(その395)OG+(その396)OH+(その397)OI+(その398)OJ+(その399)OK+(その400)OL+(その401)OM+(その402)ON+(その403)OO+(その404)OP+(その405)OQ+(その406)OR+(その407)OS+(その408)OT+(その409)OU+(その410)OV+(その411)OW+(その412)OX+(その413)OY+(その414)OZ+(その415)PA+(その416)PB+(その417)PC+(その418)PD+(その419)PE+(その420)PF+(その421)PG+(その422)PH+(その423)PI+(その424)PJ+(その425)PK+(その426)PL+(その427)PM+(その428)PN+(その429)PO+(その430)PP+(その431)PQ+(その432)PR+(その433)PS+(その434)PT+(その435)PU+(その436)PV+(その437)PW+(その438)PX+(その439)PY+(その440)PZ+(その441)QA+(その442)QB+(その443)QC+(その444)QD+(その445)QE+(その446)QF+(その447)QG+(その448)QH+(その449)QI+(その450)QJ+(その451)QK+(その452)QL+(その453)QM+(その454)QN+(その455)QO+(その456)QP+(その457)QQ+(その458)QR+(その459)QS+(その460)QT+(その461)QU+(その462)QV+(その463)QW+(その464)QX+(その465)QY+(その466)QZ+(その467)RA+(その468)RB+(その469)RC+(その470)RD+(その471)RE+(その472)RF+(その473)RG+(その474)RH+(その475)RI+(その476)RJ+(その477)RK+(その478)RL+(その479)RM+(その480)RN+(その481)RO+(その482)RP+(その483)RQ+(その484)RR+(その485)RS+(その486)RT+(その487)RU+(その488)RV+(その489)RW+(その490)RX+(その491)RY+(その492)RZ+(その493)SA+(その494)SB+(その495)SC+(その496)SD+(その497)SE+(その498)SF+(その499)SG+(その500)SH+(その501)SI+(その502)SJ+(その503)SK+(その504)SL+(その505)SM+(その506)SN+(その507)SO+(その508)SP+(その509)SQ+(その510)SR+(その511)SS+(その512)ST+(その513)SU+(その514)SV+(その515)SW+(その516)SX+(その517)SY+(その518)SZ+(その519)TA+(その520)TB+(その521)TC+(その522)TD+(その523)TE+(その524)TF+(その525)TG+(その526)TH+(その527)TI+(その528)TJ+(その529)TK+(その530)TL+(その531)TM+(その532)TN+(その533)TO+(その534)TP+(その535)TQ+(その536)TR+(その537)TS+(その538)TT+(その539)TU+(その540)TV+(その541)TW+(その542)TX+(その543)TY+(その544)TZ+(その545)UA+(その546)UB+(その547)UC+(その548)UD+(その549)UE+(その550)UF+(その551)UG+(その552)UH+(その553)UI+(その554)UJ+(その555)UK+(その556)UL+(その557)UM+(その558)UN+(その559)UO+(その560)UP+(その561)UQ+(その562)UR+(その563)US+(その564)UT+(その565)UU+(その566)UV+(その567)UW+(その568)UX+(その569)UY+(その570)UZ+(その571)VA+(その572)VB+(その573)VC+(その574)VD+(その575)VE+(その576)VF+(その577)VG+(その578)VH+(その579)VI+(その580)VJ+(その581)VK+(その582)VL+(その583)VM+(その584)VN+(その585)VO+(その586)VP+(その587)VQ+(その588)VR+(その589)VS+(その590)VT+(その591)VU+(その592)VV+(その593)VW+(その594)VX+(その595)VY+(その596)VZ+(その597)WA+(その598)WB+(その599)WC+(その600)WD+(その601)WE+(その602)WF+(その603)WG+(その604)WH+(その605)WI+(その606)WJ+(その607)WK+(その608)WL+(その609)WM+(その610)WN+(その611)WO+(その612)WP+(その613)WQ+(その614)WR+(その615)WS+(その616)WT+(その617)WU+(その618)WV+(その619)WW+(その620)WX+(その621)WY+(その622)WZ+(その623)XA+(その624)XB+(その625)XC+(その626)XD+(その627)XE+(その628)XF+(その629)XG+(その630)XH+(その631)XI+(その632)XJ+(その633)XK+(その634)XL+(その635)XM+(その636)XN+(その637)XO+(その638)XP+(その639)XQ+(その640)XR+(その641)XS+(その642)XT+(その643)XU+(その644)XV+(その645)XW+(その646)XX+(その647)XY+(その648)XZ+(その649)YA+(その650)YB+(その651)YC+(その652)YD+(その653)YE+(その654)YF+(その655)YG+(その656)YH+(その657)YI+(その658)YJ+(その659)YK+(その660)YL+(その661)YM+(その662)YN+(その663)YO+(その664)YP+(その665)YQ+(その666)YR+(その667)YS+(その668)YT+(その669)YU+(その670)YV+(その671)YW+(その672)YX+(その673)YY+(その674)YZ+(その675)ZA+(その676)ZB+(その677)ZC+(その678)ZD+(その679)ZE+(その680)ZF+(その681)ZG+(その682)ZH+(その683)ZI+(その684)ZJ+(その685)ZK+(その686)ZL+(その687)ZM+(その688)ZN+(その689)ZO+(その690)ZP+(その691)ZQ+(その692)ZR+(その693)ZS+(その694)ZT+(その695)ZU+(その696)ZV+(その697)ZW+(その698)ZX+(その699)ZY+(その700)ZZ

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	A	131,600 円	※報告年中に政治団体として徴した会費等の総額を記入すること。
員 数		175 人	

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	※	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	⑥	960,000 円	※(その7)「個人からの寄附」の合計額G
(うち特定寄附)		0 円	※6の内数(寄附者からの表示がある寄附額)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	⑦	0 円	※(その7)「法人その他の団体からの寄附」の合計額H ※政治資金規正法上は政党(支部)のみ
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	⑧	0 円	※(その7)「政治団体からの寄附」の合計額I
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	⑨	960,000 円	※⑥+⑦+⑧ ※(その7)の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0 円	※9の内数(「その8」を作成すること)
イ 政 党 匿 名 寄 附	⑩	0 円	※政治資金規正法上は政党(支部)のみ(「その11」を参照すること)
合 計 (ア + イ)	B	960,000 円	※⑨+⑩

(その6)

該当団体のみ

(その6)

(6) その他の収入						
摘 要		金 額		年 月 日	備 考	
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			
こ の 頁 の 小 計		※	0	円	※1 「1件あたり10万円以上の収入」は、個別に内容を記載し、異なる0.1円単位を記載し、「1件10万円未満の収入」については、「一括」で10万円未満のものに記載すること ※2 この用紙が2枚以上にあたる場合、1件10万円未満のものについては、最終ページにのみ記載すること	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の			20,101	円		
合 計		F	20,101	円		

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞

※イ 公職の候補者等は、その公職の任期満了の日前90日前から選挙の日まで、自身の候補
 団体（ただし、資金管理団体を除く）への寄附が禁止されていること。
 ※ロ その他の政治団体（支部も含む）は、法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）

該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別紙を提出すること。

(7) 寄附の内訳				寄 附 者 の 区 分		個人		
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	小 計	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考		
佐々木心	☐	20,000 円	6 1 19	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 2 21	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 3 21	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 4 22	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 5 21	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 6 21	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 7 19	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 8 21	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 9 20	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 10 22	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 11 21	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
佐々木心	☐	20,000 円	6 12 20	仙台市太白区八本松1-13-11-102	仙台市議会議員			
	☐	円						
	☐	円						
	☐	円						
こ の 頁 の 小 計	※	240,000 円						
そ の 他 の 寄 附	/	0 円						
合 計	G	円						

※1 同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は、個別に記載すること。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合は、同一の者から寄附を複数回受け、その合計額を記載し小計欄の「□」にチェックし、次の行から年月日順に内訳を記載すること。
 ※2 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合は、寄附者の氏名を明記して記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に記載すること。
 ※3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、1枚の用紙に「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後のページにのみ記載すること。

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞

※イ 公職の候補者等は、その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで、自身の後援団体（ただし、資金管理団体を除く）への寄附が禁止されていること。
※ロ その他の政治団体（支部を含む）は、法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）

該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別表とすること。

(7) 寄附の内訳				寄 附 者 の 区 分 (該当する区分を選択)		個人		備 考
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	小 計	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあつては、代表者の氏名)			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 1 19	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 2 21	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 3 21	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 4 22	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 5 21	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 6 21	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 7 19	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 8 21	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 9 20	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 10 22	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 11 21	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
鈴木勇治	☐	20,000 円	6 12 20	仙台市太白区鉤取本町1-14-32	仙台市議会議員			
	☐	円						
	☐	円						
	☐	円						
こ の 頁 の 小 計	※	240,000 円	※1 同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は、個別に記載すること。 ただし、租税特別措置法の規定の適用(課税上の優遇措置)を受ける場合には、5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお、同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ずその合計額を記載(小計欄の「口」にチェック)。次の行から年月日順に内訳を記載すること。 ※2 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合は、必ず「政治活動用資金」の欄に「政治活動用資金」と記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」を記載すること。 ※3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、他の用紙に記載すること。 「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後のページにのみ記載すること。					
そ の 他 の 寄 附		0 円						
合 計	G	円						

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞

※イ 公職の候補者等は、その公職の任期満了の日90日前から選挙の日まで、自身の後援団体（ただし、資金管理団体を除く）への寄附が禁止されていること
 ※ロ その他の政治団体（支部も含む）は、法人その他の団体からの寄附が禁止されていること

（その7）

該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別表とすること

(7) 寄附の内訳				寄 附 者 の 区 分 (該 当 す る 区 分 を 選 択)		個人			
寄 附 者 の 氏 名 (団 体 に あ っ て は 、 そ の 名 称)	小 計	金 額	年 月 日	住 所 (団 体 に あ っ て は 、 主 たる 事 務 所 の 所 在 地)	職 業 (団 体 に あ っ て は 、 代 表 者 の 氏 名)	備 考			
内藤良介	☐	20,000 円	6 1 19	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 2 21	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 3 21	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 4 22	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 5 21	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 6 21	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 7 19	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 8 21	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 9 20	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 10 22	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 11 21	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
内藤良介	☐	20,000 円	6 12 20	仙台市太白区西中田5-7-8-202	仙台市議会議員				
	☐	円							
	☐	円							
	☐	円							
こ の 頁 の 小 計	※	240,000 円							
そ の 他 の 寄 附	/	0 円							
合 計	G	円							

※1 同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は、個別に記載すること。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合（口）は、1年以内の期間でも個別に記載する必要があるため留意すること。なお、同一の者から寄附を複数回受けている場合は、別表にもその合計額を記載（小計欄の「口」にチェック）し、次の行から年月日順に内訳を記載すること。
 ※2 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附して、別表に記載すること。また、遺贈によって受ける寄附については、「備考」欄に「遺贈」を記載すること。
 ※3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、「併し」の項目に記入すること。
 「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後のページにのみ記載すること。

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞

※イ 公職の候補者等は、その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで、自身の後援

団体(ただし、資金管理団体を除く。)への寄附が禁止されていること

※ロ その他の政治団体(支部を含む)は、法人その他の団体からの寄附が禁止されていること

(その7)

該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別表を参照すること

(7) 寄附の内訳				寄 附 者 の 区 分		個人		
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	小計	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考		
千葉修平	☐	20,000 円	6 1 19	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 2 21	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 3 21	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 4 22	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 5 21	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 6 21	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 7 19	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 8 21	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 9 20	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 10 22	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 11 21	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
千葉修平	☐	20,000 円	6 12 20	仙台市太白区八木山南2-1-74	仙台市議会議員			
	☐	円						
	☐	円						
	☐	円						
こ の 頁 の 小 計	※	240,000 円						
そ の 他 の 寄 附	/	0 円						
合 計	G	960,000 円						

※1 同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は、個別に記載すること

ただし、租税特別措置法の規定の適用(課税上の優遇措置)を受ける場合には、5万円以下でも個別に記載する必要があるため留意すること。なお、同一の者から寄附を複数回受け付ける場合には、最終にその合計額を記載(小計欄の「口」にチェックし、次の行から年月日順に内訳を記載すること)

※2 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合は、寄附の目的等(政治活動用資金)を記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に記載すること

※3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、各1枚ずつ記載すること(「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後のページにのみ記載すること)

※支出がある場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は各様式の注意事項を参照）

団体区分	個別に記載する支出	添付書類	（その14） 経常経費内訳書	（その15） 政治活動費内訳書
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	左記支出のコピー（複写した領収書等の写し）（A4サイズ）	必要	必要
資金管理団体	1件5万円以上の支出		必要	
上記以外の政治団体			不要	

（その13）

支出がある全団体

（その13）

3 支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項	目	※	金 額	うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	備 考
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費 ①		0 円	円	
	(2) 光 熱 水 費 ②		0 円	円	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 ③		0 円	円	
	(4) 事 務 所 費 ④		0 円	円	
	小 計 (※①+②+③+④)	⑤	0 円	円	※該当する支出がない場合は 0(ゼロ)を記入すること。
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費 ⑥		700,780 円	円	
	(2) 選 挙 関 係 費 ⑦		0 円	円	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費の計 ⑧ (※⑨+⑩+⑪+⑫)		0 円	円	※該当する支出がない場合は 0(ゼロ)を記入すること。
	ア 機関紙誌の発行事業費 ⑨		0 円	円	
	イ 宣 伝 事 業 費 ⑩		0 円	円	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費 ⑪		0 円	円	
	エ そ の 他 の 事 業 費 ⑫		0 円	円	
	(4) 調 査 研 究 費 ⑬		0 円	円	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金 ⑭		744,000 円	744,000 円	
	(6) そ の 他 の 経 費 ⑮		120,290 円	円	
	小 計 (※⑥+⑦+⑧+⑬+⑭+⑮)	⑯	1,565,070 円	744,000 円	※該当する支出がない場合は 0(ゼロ)を記入すること。
合 計 (⑤+⑯)		H	1,565,070 円		

※1 支出がある場合は、国会議員関係政治団体及び資金管理団体の経常経費内訳書（その14）（その15）を、その他の政治団体は、経常経費内訳書（その14）（その15）を作成すること。

※2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その交付金の内訳を、経常経費内訳書（その14）（その15）に記載すること。

(その15)

支出がある全団体

(その15)

※項目別区分及び内訳(小分類)ごとにそれぞれ別表とする。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分 (該当する区分を選択し、その内訳(小分類)を右欄に記載する。)					内 訳 (小 分 類)	
	組織活動費					組織活動費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備 考
活動費	150,000 円	6 9 6	佐々木心後援会		仙台市太白区八本松1-15-23		
活動費	150,000 円	6 9 9	鈴木勇治後援会		仙台市太白区鉤取本町1-14-32		
活動費	150,000 円	6 9 6	千葉修平と仙台の未来を創る会		仙台市太白区八木山南2-1-74		
活動費	150,000 円	6 9 6	内藤りょうすけと未来を考える会		仙台市太白区西中田5-7-8-202		
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
この頁の小計	600,000 円						
その他の支出	98,410 円						
合 計	698,410 円						

※1 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に記載してください。なお、個別に記載した支出を証する書類(領収書等)の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分及び内訳(小分類)ごとの最後のページにのみ記載すること。

(その15)

支出がある全団体

(その15)

※項目別区分及び内訳(小分類)ごとにそれぞれ別冊とすること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分 該当する区分を選択し、その内訳(小分類)を右欄に記載する。				内 訳 (小 分 類)	
	組織活動費				会議費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
こ の 頁 の 小 計	0 円					
そ の 他 の 支 出	2,370 円					
合 計	2,370 円					

※1 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が5万円以上の国会議員関係政治団体は5万円を超える支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に記載してください。なお、個別に記載した支出を証する書類(領収書等)の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分及び内訳(小分類)ごとの最後のページにのみ記載すること。

(その15)

支出がある全団体

(その15)

※項目別区分及び内訳(小分類)ごとにそれぞれ別表とすること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分 (該当する区分を選択し、その内訳(小分類)を右欄に記載する。)				内 訳 (小 分 類)	
	寄附・交付金				寄附・交付金	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
寄附・交付金	264,000 円	6 12 26	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
この頁の小計	264,000 円	※1 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が15万円以上の「国会議員関係政治団体」1万円を超える支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に記載してください。なお、個別に記載した支出を証する書類(領収書等)の写しを添付してください。				
その他の支出	480,000 円	※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分及び内訳(小分類)の最後のページにのみ記載すること。				
合 計	744,000 円					

支出がある全団体

※項目別区分及び内訳(小分類)ごとにそれぞれ別業とする。

※1 1件(数回)にわたってなされたときは、その合計額が15万円以上の「国会議員関係政治団体の支出」欄に記入し、その支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体の支出は1万円以下)の支出はその支出に統一して記載してください。なお、個別に記載した支出を証する書類(領収書等)の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分及び区分の別記欄にあり、最後のページにのみ記載すること。

(その16)

本部又は支部に対して供与した
交付金に係る支出がある団体

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳									
支 出 項 目	金 額		年 月 日			交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考	
寄附・交付金	40,000	円	6	1	19	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	2	21	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	3	21	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	4	22	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	5	21	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	6	21	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	7	19	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	8	21	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	9	20	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	10	22	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	11	21	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	40,000	円	6	12	20	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
寄附・交付金	264,000	円	6	12	26	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区上杉1-10-10-303		
		円							
		円							
この頁の小計	< 744,000	円	※1 (その13)の備考1本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出に記載した交付金について、その内訳を、(その13)の支出項目(項目別区分)ごとに全て記載してください。						
合 計	< 744,000	円	※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「合計」欄は、最後のページにのみ記載すること。						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無

資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考	注 意 事 項
ア 土 地	☐	☒		(その18-1)
イ 建 物	☐	☒		(その18-2)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒		(その18-3)
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒		(その18-4)
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒		(その18-5)
カ 金 銭 信 託	☐	☒		(その18-6)
キ 有 価 証 券	☐	☒		(その18-7)
ク 出資による権利	☐	☒		(その18-8)
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒		(その18-9)
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒		(その18-10)
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒		(その18-11)
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒		(その18-12)

※ 各項目別区分の「有無」について、該当する□を選択すること。「有」を選択した場合は、該当する項目別区分の「備考」を記入する。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 10 日

政 治 団 体 の 名 称 自由民主党太白区支部

会 計 責 任 者 の 氏 名 千葉修平



(氏名を記入し押印するか、又は会計責任者本人が署名してください。)

<解散の場合のみ記入する>

代 表 者 の 氏 名

(氏名を記入し押印するか、又は代表者本人が署名してください。)

※1 解散の場合は、会計責任者及び代表者の記名押印又は署名が必要(解散時以外は、代表者の記名押印又は署名は不要)となること。

※2 「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体(資金管理団体に指定されている場合も含む)」は不要となること。

※3 「国会議員関係政治団体」は、「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。